

# 2019年4月から

## 産前産後期間の保険料免除制度が始まります

### 支援金制度から保険料免除制度へ移行します！

- 女性組合員の産前産後期間中の保険料が免除されます。
- 出産予定日の6カ月前から申請ができます。
- 産前産後期間の休業証明※は必要ありません。  
※出産予定日より早く出産した場合は休業証明が必要になります。  
なお、育児休業期間は、休業証明が必要になります。

#### ● 対象者

国保組合に組合員として加入して1年経過後に出産した女性組合員

※2019年3月5日以降の出産（予定）で、かつ、4月30日以降に産前産後期間が終了となる方

#### ● 保険料免除期間

産前42日（多胎出産の場合は98日）産後56日以内の業務に服さなかった期間で、産前休業開始月から産後休業終了（予定）日の翌日の属する月の前月まで

#### ● 申請時期

出産予定日の6カ月前から申請することができます。産前産後休業が終了するまでに申請してください。 \*2019年4月1日から受付を開始します。

#### ● 申請方法

【提出先】

所属の支部

【必要書類】

出産前の申請	<ul style="list-style-type: none"><li>• 産前産後保険料免除申請書</li><li>• 母子健康手帳、医療機関が発行した出産の予定日の証明書その他出産の予定日がわかる書類のいずれか一つの写し</li></ul>
出産後の申請	<ul style="list-style-type: none"><li>• 産前産後保険料免除申請書</li><li>• 母子健康手帳、医療機関が発行した出産の予定日の証明書その他出産の予定日がわかる書類のいずれか一つの写し及び出産日を確認できる書類（世帯全員の住民票、母子健康手帳、出生証明書、死産証明書のいずれか一つの写し）</li></ul>

申請に関する注意事項があります。裏面をご覧ください。

**注意** 制度の移行期は出産(予定)日によって申請方法が異なります

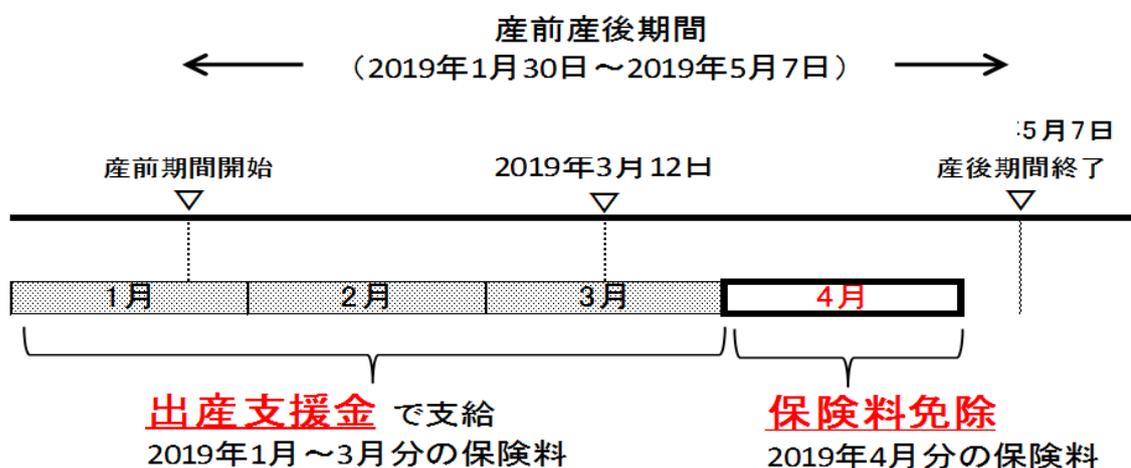
※2019年3月以前分は出産支援金の申請となります。

出産(予定)日 * ( )内は多胎の場合	保険料免除	出産支援金
2019年3月4日以前 (2019年3月4日以前)	対象外	○
2019年3月5日から2019年5月11日 (2019年3月5日から2019年7月6日)	○	○
2019年5月12日以降 (2019年7月7日以降)	○	対象外

- ◇ 太枠内の方は、出産支援金、保険料免除の両方の申請が必要です。
- ◇ 出産日が予定日より早まったり遅れたりした場合は、免除期間の変更の申請、または出産支援金の申請が必要になることがあります。
- ◇ 出産支援金は産後休業終了後の申請となります。

【例】

【出産日が2019年3月12日(単胎)の場合】



⇒ 2019年3月分までは出産支援金として保険料相当額をお支払します。4月分以降は保険料免除となります。このため、出産支援金と産前産後保険料免除のそれぞれの申請が必要になります。

ご不明な点は、

所属支部または東京土建国保資格課(03-5348-2988)までお問合せください。